

286—1641
令和4年8月12日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

「医療非常事態宣言」の発令に係る周知について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、本県では、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大により、ぜい弱な医療提供体制がひっ迫し、医療崩壊の危機に直面していることから、8月11日に県独自の「医療非常事態宣言」を発令し、下記のとおり、県民の皆さま、事業者の皆さまに向けた行動要請等を行っております。

つきましては、社会全体で早期に感染を抑制するため、各団体におかれましても行動要請等への御理解・御協力をお願いします。

併せて、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 要請内容のポイント

(1) 家族など、いつも一緒にいる身近な人以外との接触機会を減らしましょう。

- ・外出や移動は、家族など、いつも一緒にいる身近な人とお願いします。
- ・普段会わない親戚や友人との大人数・長時間での会食や集まり等は控えてください。
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出や移動は自粛してください。（高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する方は、特に注意してください。）

(2) イベントについては、規模や内容等を踏まえ、開催について慎重に判断の上、延期できるものは延期してください。

- ※詳細は別添「県民の皆さま、事業者の皆さまへのお願い」を御参照ください。
- ※「感染対策啓発チラシ」も添付しております。広報・周知に御協力ください。

2 要請期間

令和4年8月11日（木）から8月31日（水）を目途

※終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断

(文書取扱 建築住宅課)

担 当：【宅地建物取引業関係】 宅地審査担当：堀内 【県営住宅指定管理関係】 公営住宅担当：柳田 【その他】 建築指導担当：藤近 連絡先：0985-26-7196
